

その他、事業の実施にあたって求められる事項

1 全ての事業の実施にあたっては、事業の周知期間が1か月以上となるよう準備すること。

また、労働局・島根県と事前に具体的方法・内容について協議・調整を行い、参加者(学生、一般若年求職者等)確保のため仕掛けや周知広報について工夫すること。事業運営上必要な要請には誠実に対応すること。

2 企業説明会の実施内容

【1】大学生等(既卒3年以内の者を含む)の地元就職を促進する企業説明会

(1)対象者:大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校の学生及びその保護者、既卒3年以内の者並びに一般若年層(35歳未満)の求職者

(2)参加企業:60社

- ・説明会開催時に島根県内を就業地とする求人をハローワークに提出していること
- ・参加企業の選定は以下の優先順位とし、参加希望企業にも事前に周知しておくこと

①ユースエール認定企業

②島根労働局管内に雇用保険適用事業所がある企業

③島根労働局管内のハローワークに大卒求人を提出する企業

④①～③以外で島根県内に就業場所がある企業

①～④の順に選定するが、各項目で競合した場合は抽選とする

(3)開催日程:令和8年8月15日(土)

(4)開催会場:くにびきメッセ

- ・開催会場は大展示場(1/3)を9:00～18:00まで予約済みであり、設営・撤去に留意すること

(5)会場設営

①企業ブース

- ・各ブースには机、椅子(求人者用2脚、参加者用9脚)、間仕切りパーテーションを設置すること
- ・パーテーションには企業名、ユースエール等の厚生労働省認定企業の表示を行う
- ・各ブースには電源を確保すること
- ・レイアウトについては労働局と協議し決定すること

②受付等

- ・会場入り口に事業所受付・学生(学校)受付、その他総合受付を設置する
- ・会場内に事業所リーフレット等情報提供のための資料台を設置する

③ハローワークやジョブカフェしまねの相談ブースを設置すること

(6)当日運営

- ・学生等参加者に対しノベルティーを配布しないよう企業側に事前に周知すること
- ・説明会当日に学生等参加者全体に対するユースエール認定企業による1分程度の企業PR時間を設けること

(7)周知

・参加者に対する周知のため、告知用リーフレットを作成し令和8年6月末までに大学、島根県内の公共職業安定所及び地方自治体等へ配布するとともに、ホームページに掲載すること

・参加企業決定後、参加企業一覧及び企業PR情報で構成される冊子を作成し、開催日に参加者へ配布するとともに、事前にホームページに掲載すること

また、ハローワーク等での事前配布用に島根労働局へ100部納品すること

- ・島根労働局より全国の新卒応援ハローワーク及び島根県の学生就職アドバイザー(県外配置)へ学生に対する周知依頼を行うため、告知用パンフレットや企業PR冊子のデータを島根労働局へ提供すること

- ・その他、大学等への周知や地方自治体広報誌を用いた周知のほか、WEB・SNSを活用した周知、ジョブカフェしまねのHPへのイベント掲載、地元ケーブルテレビを活用しての広報等、参加求職者確保に必要な効果的かつ効率的な周知を行うこと

(8)その他

- ・卒業年次の学生(含既卒3年以内の者)及び一般若年求職者は就職を目的とし、その他の学年は企業情報の収集、企業研究の機会となる内容とする

- ・説明会当日には卒業年次生・一般求職者と卒業年次以外の学生が識別できるようネームホルダー等を準備すること

【2】高校生を対象とした地元企業説明会の開催

(1)対象者:松江・安来・出雲・雲南のハローワーク管轄地域の高校生(全学年)

(2)参加企業:150社程度

- ・説明会開催時に島根県内を就業地とする求人をハローワークに提出していること
- ・参加企業の選定は以下の優先順位し、参加希望企業にも事前に周知しておくこと

①ユースエール認定企業

②安来・松江・出雲・雲南のハローワーク管内に雇用保険適用事業所がある企業

③安来・松江・出雲・雲南のハローワークに高卒求人を提出する企業

④島根県内の安来・松江・出雲・雲南以外のハローワーク管内に雇用保険適用事業所がある企業

⑤島根県内の安来・松江・出雲・雲南以外のハローワークに高卒求人を提出する企業

⑥①～⑤以外で島根県内に就業場所がある企業

①～⑥の優先順位で選定するが、項目内で競合した場合は、競合した企業で抽選とする

- ・参加企業へは令和7年6月末までにハローワークへ高卒求人を提出するよう案内し、提出がない場合参加をキャンセルすることを事前に説明すること

(3)開催日程:令和8年7月15日(水)

(4)開催会場:くにびきメッセ

- ・開催会場は大展示場・多目的ホール・小ホールが9:00～17:00まで予約済みであり、設営・撤去に留意すること(7月14日(火)の18:00～22:00も準備のため予約済み)

(5)会場設営

①企業ブース(大展示場)

- ・各ブースには机、椅子(求人者用2脚、参加者用9脚)、間仕切りパーテーションを設置すること

- ・パーテーションには企業名、ユースエール等の厚生労働省認定企業の表示を行う

- ・各ブースには電源を確保すること

- ・レイアウトについては労働局と協議し決定すること

②生徒待機場所(多目的ホール・小ホール)

- ・学校ごとに参加人数分の椅子を用意し、学校名を表示すること

- ・企業PR動画を放映するための機材を用意すること

③受付等

- ・会場入り口に事業所受付・学生(学校)受付、その他総合受付を設置する

(6)バス運行

・安来・雲南・出雲地区の高校へは会場への移動手段として大型バスを最低でも6台手配すること(各高校の乗合可)

・バス運行時間等については各高校と調整を行うこと

・バス乗車人数を超えて参加希望がある場合は3年生を優先とし、その他の乗車生徒は学校と相談し決定すること

(7)企業PR動画

・生徒待機場所において企業PR動画を放映すること(希望企業)

・起業PR動画の放映を希望する企業については自社で3分程度の動画を作成し受託業者で取りまとめること

・とりまとめた動画は事前に島根労働局の確認を経たのち当日放映すること

(8)その他

・卒業年次生以外の生徒も参加するため、求人条件を説明することがないように参加企業へ事前に周知すること

・参加企業の決定後、参加企業一覧及び企業PR情報で構成される冊子を作成すること

また作成された冊子は生徒が事前に企業研究や訪問企業ブースを選定するために6月中旬には各高校へ参加人数分配布すること

・企業研究のため卒業年次以外の生徒の参加を各学校へ積極的に勧奨すること

なお、安来・雲南・出雲地区の高校においては、移動手段の関係から参加に消極的であるため、バス運行や参加企業等について積極的にPRし参加を勧奨すること

・特別支援学校の生徒も参加することから、会場の設営や運営・誘導に十分配慮すること

3 開催結果報告

各事業毎に、参加企業数や来場者数及びアンケート結果等を集計しそれぞれの事業終了後1月以内に報告すること。

なお、大学生等を対象とした企業説明会については参加者の就職状況を確認し報告すること。